平成３０年度

定期総会事項書

日時　平成３０年４月１４日（土）午後７時３０分～

場所　　神戸地区市民センター　和室

神戸地区住民自治協議会

総　会　次　第

１，開　会

２，挨　拶
　　会　長　　中嶋　孝

３，議長選出

書記及び議事録署名人の選出

４，議　事

（１）　議案第１号　平成２９年度事業報告について　Ｐ３～Ｐ１５
（２）　議案第２号　平成２９年度決算報告について　Ｐ１６～Ｐ２２
（３）　議案第３号　神戸地区まちづくり計画の変更について　Ｐ２３～Ｐ２５

（４）　議案第４号　役員の選出及び同意について　Ｐ２６

（５）　退任役員及び新役員挨拶
（６）　退任役員等感謝状贈呈

（７）　議案第５号　平成３０年度事業計画（案）について　Ｐ２７～Ｐ２９
（８）　議案第６号　平成３０年度の会費について　Ｐ３０
（９）　議案第７号　平成３０年度予算（案）について　Ｐ３１～Ｐ３５

５，その他

６，閉　会

※閉会後、部会(地域部会は除く)毎にお集まりいただき、部長・副部長、書記、広報担当の選出及び本年度の各部の事業計画の具体化をご協議いただきたくお願いします。なお、次回の会合日時もお決めいただけるようお願いします。

議案第１号　　平成２９年度　事業報告

【総会】

４月 15 日(土)　　定期総会　出席者９９名
委任状 36 名　計 135 名／150 名

承認事項　　平成 28 年度事業報告・決算の承認、役員の選出同意
平成２９年度事業計画・予算・会費の承認
規約の改正・まちづくり計画変更
退任役員感謝状贈呈
各部の部長・副部長・書記・広報担当の選出

【役員会】

４月 13 日(木)　第１回役員会　総会提出資料、慰霊祭等協議、各種契約確認
自治会車両の管理と活用、地区要望について

５月 15 日(月)　第２回役員会　三重県･伊賀市への地区要望取り纏め
地区支え合いネットワーク協議会総会の開催
自主防災組織連合会総会について
地区防犯委員会全体会の開催
ほたる鑑賞会について、

６月 15 日(木)　第３回役員会　木津川改修工事促進期成同盟会総会開催、
地区人権啓発草の根運動推進会議について
三谷地区現地視察について、
お買い物アンケートについて
学校支援地域本部事業について

７月 14 日(金)　第４回役員会　女性部創設記念講演会について
地区文化祭の計画,総合防災訓練について
各行事の反省、運営委員会の開催について

８月 18 日(金)　第５回役員会　竹灯り幽玄祭について、神戸地区体育祭について、市民スポーツフェスティバルについて、地域バスの運行について、子ども神輿の運行に関して

９月 15 日(金)　第６回役員会　地区体育祭・文化祭について、竹灯り幽玄祭の準備、神戸地区総合防災訓練について

10 月 13 日(金)　第７回役員会　神戸地区文化祭の取り組みについて
伊賀市民スポーツフェスティバルについて
子ども神輿アンケートについて
上野名張線バイパス建設促進期成同盟会

11 月 15 日(水)　第８回役員会　世代間交流会、人権啓発草の根運動推進会議について、文化祭について

12 月 15 日(金)　第 9 回役員会　地区体育祭の反省について
上野名張線バイパス建設促進期成同盟会の設立について、
まちづくり計画進行管理シート
買い物バスの運行について、要望書の回答
議会報告会について

H30

1 月 15 日(月)　第10回役員会　自治功労者の推薦について、自治会車について、バイパス建設促進期成同盟会設立総会

2 月 15 日(木)　第11回役員会　29 年度事業報告・決算見込、30 年度事業計画
各部会総括報告、運営員会の開催について
次年度自治協議会の組織について、

3 月 15 日(木)　第12回役員会　30 年度新体制について協議
30 年度事業計画・予算について

【運営委員会】

6 月 24 日(土)　第 1 回運営委員会　各部の取組状況、事業協議報告

8 月 27 日(日)　第 2 回運営委員会　城之越遺跡「竹灯り幽玄祭」
まちづくり計画進行管理シート

H30

3 月 22 日(木)　第 3 回運営委員会　平成 29 年度事業報告・決算見込み
平成 30 年度事業計画・予算案等協議

【福祉部】

○友愛の集い　　6 月 22 日(木)

・事業内容　　70 歳以上の一人暮らしの方々を対象としたつどい
保育所児童との交流、駐在さんの話、防災講習
ミュージックタイム、ビンゴゲーム

・参加者　　24 名

○神戸地区文化祭「餅つき振る舞い」の取り組み　　11 月 19 日(日)
餅つき回数　　4 回

○世代間交流会（神戸ふれあい学習）　　12 月 16 日(土)

・事業内容　　神戸小学校全児童と高齢者との「ふれあいと交流」
将棋･オセロ体験、折紙づくり･お手玉・おはじき
コマ・けん玉・ゴムとび体験、グランドゴルフ

・参加者　　神戸小学校児童　57 名、高齢者　46 名(きじが台含む)
自治協・学校 27 名

○かんべ元気っ子広場

	開催日	内　　容	参加数
第１回	５月１１日（木）	はじめまして（自己紹介・自由あそび）	6
第２回	６月　２日（金）	歯科衛生士さんのお話し	１１
第３回	７月　３日（月）	七夕祭り（笹飾り作り、歌）	１１
第４回	８月　２日（水）	絵本の読み聞かせ	8
第５回	９月２２日（金）	親子でふれあい（３Ｂ体操）	7
第６回	１０月１０日（火）	ミニ運動会（運動的なこと）	7
第７回	１１月１４日（火）	散歩（保育所まで）	6
第８回	１２月１８日（月）	クリスマス会（サンタ登場・プレゼント）	１１
第９回	２月１３日（火）	神戸保育所園児との交流	9
第10回	３月　９日（金）	おおきくなったね（人形劇・パネルシアター）	8

○会議月日

４月１５日(土)　第１回部会　　部役員決定
５月１１日(木)　第２回部会　　２９年度事業計画、友愛のつどい計画
５月２４日(水)　役員会　　友愛のつどい事業詳細検討
６月１４日(水)　第３回部会　　友愛のゆどいの準備・運営
１０月３０日(月)　世代間交流会　小学校・老人クラブ・住民自治打合せ
１１月　１日(水)　第４回部会　　神戸地区文化祭参加計画
　　世代間交流会事業計画
　　買い物バス導入について
１２月　２日(土)　世代間交流会指導者打合せ会
２月　１日(木)　第５回部会　　２９年度事業反省、３０年度事業計画案

【健康スポーツ部】

○第８回神戸地区スポ・レク祭　　7月2日(日)
　グラウンドゴルフ　　参加者　９１名
　カローリング　　参加者　３０名
　ペタンク　　参加者　３０名
　合計　　１５１名
（卓球、バレーボール、ソフトボールは本年度は中止）

○第33回神戸地区体育祭　　10月1日(日)
　演技数　全17種目(種目対抗競技６　オープン競技４　団体競技７)
　参加者数　約４００名

○第13回伊賀市スポーツフェスティバル　　11月12日(日)
　バレーボール(14名)、ソフトボール(15名)、グランドゴルフ(17名)
　カローリング(7名)、ターゲットバードゴルフ(8名)

ゲートボール(9 名)

計７０名参加

○秋季ハイキング(神戸スポーツクラブ共催)　11 月 25 日(土)

場所：柳生街道周辺　　参加者　２３名

○会議月日

４月１５日(土)　第１回部会　部役員決定
５月２１日(日)　第２回部会　２９年度事業計画、神戸地区スポレク祭計画
６月２２日(木)　第３回部会　神戸地区スポレク祭詳細協議
８月１８日(金)　第４回部会　スポレク祭反省、神戸地区体育祭計画
８月３０日(水)　第１３回市民スポーツフェスティバル監督者会議
９月２４日(日)　神戸地区体育祭協力者全体会議
１０月２５日(水)　第５回部会　第１３回伊賀市民スポーツフェスティバル
秋季ハイキング
１月２６日(金)　第６回部会　平成２９年度事業の反省
平成３０年度事業計画案

【生活環境部】

○竹灯りコンサート&ほたる鑑賞会　=バイオリンとピアノの調べ=

6 月 10 日(土)

・場　所　　常福寺

・開催内容

◇竹灯りの散歩道　　午後６時００分～８時３０分

常福寺境内及び常福寺～北川等に竹灯り設置

◇行燈に願いを!!　　午後６時００分～７時００分

常福寺境内にコップ行燈を設置　(プラスチックコップ　大１００個)

※コップ行燈に半紙を巻いて「願い・夢・俳句等」を記入

◇バイオリンとピアノの調べ　　午後 7 時００分～８時００分

出演　　木村輝久(ピアノ)、木村恵見（バイオリン）

◇ほたる観賞　　午後８時００分～８時３０分　北川堤防

◇おもてなし

【振る舞い】甘茶　　約 200 人分程度

【抽選】

ヒルホテルサンピア伊賀芭蕉の湯入浴券　100 枚

(300 人分作成　事務局)

◇来場者数・・・２４２人

神戸地区内　１１１人　　伊賀市内　７８人

名張市　　３３人　　その他　　２０人

○三谷地区環境調査　　8 月 18 日(金)実施（隔年実施の方針）
参加者　２０名

○環境美化事業
前期　　6 月～7 月　　各地区
後期　　12 月～1 月　　各地区

○会議月日
４月１５日(土)　第１回部会　部役員決定
５月１２日(金)　第２回部会　２９年度事業計画について
竹灯りコンサート＆ほたる観賞会について
６月２７日(火)　第３回部会　竹灯りコンサート＆ほたる観賞会の反省
三谷地区環境保全現地調査について

【教育文化部】

○神戸地区文化祭　　11 月 19 日(日)
◆テーマ「忍にんフェスタ in かんべ」　　参加者　約９００名
◆催し
・忍者イベント
○忍者ショー　(河内忍軍)　○忍者ぬいぐるみ（伊賀市観光戦略課）○手裏剣投げ体験・忍者グッズ販売(サンピア伊賀)
○忍者衣装貸出(自治協)
・フォトコンテスト
テーマ―「神戸を写そう」　　応募数　２０点
審　査　　11 月 19 日来場者による投票　投票数―１２１
・忍者かかしコンテスト　　応募数　4 点
審　査　　11 月 19 日来場者による投票　投票数―１６６
・創作忍者コンテスト　応募数　保育所 20　小学校低学年 16
小学校高学年 22　計　５８点
審査　　11 月 19 日来場者による投票
・ライスコンテスト　　応募数　７６点
審査　　ＪＡに依頼

・屋外――うどん（584 食)、「あ・かんべ汁」の振舞い（約 350 食）
もち振舞い(4 臼約 600 皿)、甘酒振舞い（約 200 杯）軽トラ市（神戸老人クラブ連合会)、ＰＴＡ売店、たこ焼き・から揚げ・コーヒー販売、忍者道場

(神戸更生保護女性の会)、フリーマーケット（ニット、おかき、五平餅、雑貨)、
ＪＡ的当て、健康コーナー（肩もみ)、茶席

・教室等―囲碁

・体育館

展示――児童作品(神戸保育所・神戸小学校児童)・盆栽・書道
俳句・絵手紙・パッチワーク、創作忍者コンテスト
文化作品（老人クラブ）

芸能発表――おじさんパワーバンド、保育所遊戯、ダンス、大正琴
大正琴、太極拳、ヨガ、ハーモニカ、民謡　、
ハワイアンダンス、獅子舞

○神戸地区人権講演会及び人権啓発パネル展　　２月４日(日)

主催　神戸地区人権啓発草の根運動推進会議

共催　伊賀市・三重県

講演　演題　「新ちゃんのお笑い人権高座～」
～笑顔でくらす、願いに生きる～
講師　露の　新治

パネル展　神戸保育所園児作品、神戸小学校人権ﾎﾟｽﾀｰ、人権啓発ﾊﾟﾈﾙ
参加者　２８６名

○会議月日

４月１５日(土)　第１回部会　部役員決定

５月２７日(土)　第２回部会　２９年度の事業計画について
文化祭事業概要について
人権啓発推進事業について

６月３日(土)　役員会　文化祭のテーマについて
催しの検討

７月１日(土)　第３回部会＆文化祭各種団体等合同会議
文化祭事業計画について
まちづくり計画進行管理シートの制作について

９月１４日(木)　役員会　本年度の文化祭の取り組みの具体的内容

９月２２日(金)　第４回部会　２９年度文化祭の詳細検討

１０月２１日(土)　第５回部会＆第２回各種団体等合同会議
文化祭事業の詳細確認

２月　７日(水)　第６回部会＆第３回各種団体等合同会議
２９年度文化祭の反省について
３０年度事業計画について

【産業部】

○「かんべいきいき市(農産物直売所)」の推進

・出店日　　毎月第１土曜日
・出店場所　JA 神戸ふれあい店前　　午前 9 時～10 時
　　朝日ヶ丘町公民館前　　午前 10 時 15 分～10 時 45 分
　　きじが台地区市民センター前 午前 11 時～11 時 30 分
・会員数　30 名（前年度　31 名）
・平成 29 年度出店状況
　出店回数　13 回出店―4 月 1 日、5 月 13 日、6 月 3 日、7 月 1 日、
　　8 月 5 日、9 月 2 日、10 月 7 日、11 月 4 日、11 月 11 日、
　　12 月 2 日、12 月 16 日、2 月 3 日、3 月 3 日
　農産物販売、農産物加工品販売

○講習会
・にんにく栽培講習会
≪第１回講習会≫
時期　６月１３日(火)１４：００～１６：００
会場　神戸地区市民センター
内容　にんにくの生理生態、栽培管理、病害虫対策
講師　伊賀農業改良普及センター　市川昌樹　氏
参加者　２８名

≪第２回講習会≫
時期　３月６日(火)　１３：３０～
会場　神戸地区内　にんにく畑
　　（神戸地区市民センター　集合）
内容　にんにく栽培の現況確認、追肥指導、病害虫対策
講師　伊賀農業改良普及センター　市川昌樹　氏
参加者　１７名

○鳥獣害対策の推進
伊賀市鳥獣害に負けない地域づくり推進事業の採択
　　(古郡、上林、枡川、下神戸)

○会議月日
４月１５日(土)　第１回部会　部役員決定
５月１３日(土)　第２回部会　２９年度事業計画について
　　にんにく栽培講習会について
２月１０日(土)　第３回部会　２９年度事業反省
　　３０年度事業計画

【女性部】

○講演会(女性部設立記念講演会)

日時：７月３０日(日)　１３時３０分～

講師：櫻谷眞理子教授(立命館大学)

演題：「子どもも大人も生き生き笑顔があふれる地域に」

～今、みんなで考えてみましょう～

参加者：９１名

○先進地視察研修

日時：１１月１０日(金)　１０時～１１時３０分

研修先：柘植地区まちづくり協議会女性部

○教養講座

日時：１２月１７日(日)　１０時～

内容：正月用リース作り

講師：花のアトリエｉｌｕｋａ　山中宏美　先生

参加者：３７名

○会議月日

４月１５日(土)　第１回部会　部役員検討

５月３１日(水)　第２回部会　部役員決定、年間活動計画

６月１９日(月)　第３回部会　女性部設立記念講演会計画

７月２０日(木)　第４回部会　女性部設立記念講演会準備、運営について

８月２５日(金)　第５回部会　設立記念講演会反省、先進地視察検討

文化祭への参画、教養講座の開催計画

１０月１９日(木)　第６回部会　教養講座の詳細検討、先進地視察確認

文化祭への参画の役割分担

１月１７日(水)　第７回部会　本年度事業反省

次年度事業の実施について

次年度の女性部の体制について

３月１２日(月)　第８回部会　次年度の女性部の組織について

【地域部】

神戸地区要望書の提出

要望先　　伊賀市長（三重県要望含む）　　6 月 29 日(木)

市、県へ意見要望と口頭回答　　8 月 31 日(木)

神戸地区総合防災訓練　　10 月 22 日(日)

神戸地区自主防災組織連合会と共催

自治協車の運用

【城之越遺跡入園者対応等業務委託】

（公益財団法人）伊賀市文化都市協会との業務委託に基づき、日常管理業務、入館者対応、草刈り作業等を推進した。

委託期間　　平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

業務体制　　3 人

業務日数　281 日　　（平成 26 年 4 月より火曜日定休日）

月	29/4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
日数	26 日	26 日	27 日	27 日	26 日	26 日
月	10 月	11 月	12 月	30/1 月	2 月	3 月
日数	26 日	26 日	21 日	17 日	17 日	16 日

※12 月 21 日～3 月 20 日までの月・水・木曜日　臨時休園日

【神戸地区戦没者慰霊祭】　　4 月 25 日(火)

会長、全区長参列

【各種団体との共催事業】

〇神戸地区支え合いネットワーク協議会

・総会　　5 月 26 日(金)

承認事項　平成 28 年度事業報告・決算報告・役員承認

平成 29 年度事業計画・予算

・地域会議合同交流会　　11 月 15 日(水)

神戸地区支え合い体制づくりの推進

・支え合い体制づくり先進地視察　　3 月 2 日(金)

大野木長寿村まちづくり会（滋賀県米原市）

参加　２１名

〇神戸地区木津川改修工事促進期成同盟会

総会　　7 月 14 日(金)

承認事項　平成 28 年度活動報告・決算報告、役員承認、

平成 29 年度事業計画・予算、要望書の採択

来賓者　衆議院議員　川崎　二郎

三重県議会議員　木津　直樹

稲森　稔尚

三重県伊賀建設事務所所長　西澤　浩　他 3 名

川上ダム建設促進期成同盟会会長　杣川　光孝

川上ダム建設所所長　　北牧　正之　他１名
伊賀市市長　　岡本　栄
伊賀市議会議長　　空森　栄幸
伊賀市建設部部長　　清水　仁敏　他２名
伊賀市総合危機管理課危機管理監　加藤　敦

要望書提出　　木津川改修工事の早期推進及び川上ダムの本体工事の早期完成等に係る要望書提出

提出先――三重県知事・伊賀建設事務所長
衆議院議員、三重県議会議長、地元県会議員
伊賀市長、伊賀市議会議長

○神戸地区人権啓発草の根運動推進会議

・総会　　８月３日(木)

承認事項　　平成 28 年度活動報告・決算、役員承認
平成 29 年度事業計画・予算

・役員会　　12 月 15 日(金)

神戸地区人権講演会・人権啓発地区懇談会について

・神戸地区人権講演会　　平成 30 年２月４日(日)

事業内容　講演及びパネル展
(神戸保育所・神戸小学校児童人権ポスター、人権パネル)
講　師　　露の　新治
演　題　　「新ちゃんのお笑い人権高座」
～笑顔でくらす、願いに生きる～
参加者　２８６名

・地区別懇談会

10 月 22 日(日)	枡川地区	DVD、討論会
10 月 22 日(日)	朝日ケ丘町地区	DVD、討論会
10 月 22 日(日)	上神戸庄田地区	DVD、討論会
11 月 11 日(土)	上林地区	DVD、討論会
1 月 14 日(日)	下神戸地区	DVD、討論会
2 月 18 日(日)	比土市場地区	DVD、討論会
2 月 26 日(月)	古郡地区	DVD、討論会

地区により人権政策･男女共同参画課に助言者を要請

○神戸地区防犯委員会

・全体会　　６月 15 日(木)

承認事項　平成 28 年度活動報告、役員の承認、平成 29 年度事業計画

・防犯講話　　6 月 15 日(木)

演題　『めざそう！犯罪のないまちを！！』

講師　　三重県伊賀警察署　神戸駐在所

原田　晴実　氏

〇神戸地区自主防災組織連合会

・総会　　6 月 24 日(土)

承認事項　　平成 28 年度活動報告・決算報告、役員の承認

平成 29 年度事業計画・予算

研修　　「救急入門コース講習」　講師：伊賀市消防

・総合防災訓練　　29 年 10 月 22 日(日)

訓練内容　　対策本部設置訓練　　神戸地区市民センター

避難誘導訓練　　各地区公民館等

避難誘導訓練参加者数　　６０１名参加

※全住民に対する参加率　　40.1%(前年度 41.4%)

※当日不参加事前把握よる実質参加率 83.8%(前年度 86.5%)

・各自主防災会独自訓練

地区名	訓練日	訓練概要	指導者
古　郡	10 月 22 日	避難訓練・自主避難対策	消防団員
比土上出	10 月 22 日	防災意識の高揚	地区役員
比土高瀬	10 月 22 日	防災意識の高揚	地区役員
比土里	10 月 22 日	防災意識の高揚	地区役員
比土市場	10 月 22 日	防災意識の高揚	地区役員
上神戸南団地	10 月 22 日	避難訓練・消火訓練	地区役員
上神戸出庄	10 月 22 日	避難訓練・消火栓取扱訓練	地区役員・消防団員
上神戸上小場	10 月 22 日	消火栓使用訓練	地区役員・消防団員
上神戸我山	10 月 22 日	消火栓使用方法	消防団員
上神戸森小場	10 月 22 日	消火栓取扱説明	消防団員
上　林	10 月 22 日	避難訓練 救護訓練	区役員・消防団員
朝日ケ丘町	10 月 22 日	簡易担架訓練	消防団員
下神戸	1 月 14 日	ＡＥＤ取扱講習	伊賀市南消防署員 消防団員
枡　川	10 月 22 日	毛布担架訓練・非常食訓練 発電機の使用訓練	消防団員

○公益財団法人伊賀市文化都市協会

城之越遺跡「竹灯り幽玄祭」　　9 月 16 日(土)　午後 4 時～8 時 30 分

台風接近による荒天のため屋外イベントは中止、館内でのコンサートのみ実施となったため、模擬店出店数を縮小した。

模擬店出店等協力

担当部	出店名	販売数
健康スポーツ部	フランクフルト	100 本
教 育 文 化 部	焼きそば	200 食
生 活 環 境 部	焼きとり	200 本

※スタッフ全体会議　　9 月 9 日(土)

【お買い物バス運行への取り組み】

神戸地区の急速な高齢化に対応するため、お買い物等を支援する「神戸地区地域運行バスかんべ北斗号」の平成 30 年 7 月試験運行開始に向けて推進した。

○検討会の開催

・第 1 回　7 月 26 日（水）　平成 29 年 3 月利用意向アンケート結果の検証
　　伊賀市地域交通バス導入ガイドラインの検討
・第 2 回　8 月 21 日（月）　神戸地区地域運行計画書（案）の検討
・第 3 回 12 月 19 日（火）　平成 29 年 10 月第 2 回アンケート結果の検証
　　運営協議会の設立について

○神戸地区地域運行バス（かんべ北斗号）運営協議会の発足

・発足会　　平成 30 年 1 月 15 日（月）
・構成員　　神戸地区住民自治協議会、神戸地区支え合いネットワーク協議会、神戸地区老人クラブ連合会、伊賀市等
・承認事項　　規約の制定、役員選任、事業計画、予算、運行計画書

【主要地方道上野名張線バイパス道路建設促進への取り組み】

主要地方道上野名張線バイパス道路の早期全線完成を目指すため、伊賀市神戸地区、きじが台地区、名張市美旗地区が一体となった「主要地方道上野名張線バイパス道路建設促進期成同盟会」を発足し、推進を図った。

○発足までの検討会の開催　　※3 協議会会長会議

・第 1 回会合　　平成 29 年　8 月 17 日（木）
・第 2 回会合　　平成 29 年 11 月 22 日（水）
・第 3 回会合　　平成 30 年　1 月 24 日（水）

○設立総会及び早期全線完成の要望書を提出

・設立総会　平成 30 年 2 月 6 日（火）　会場：名張市美旗市民センター
・承認事項　　規約制定、役員選任、事業計画、予算、要望書の採択
・要望書の提出先　三重県知事、地元衆議院議員、地元県議会議員

伊賀市長、名張市長、伊賀・名張市議会議長

【神戸祭子ども神輿の運営にかかる検討】

急激な少子化により神戸小学校の児童が減少しているため、神戸祭子ども神輿の運営について、神戸神社総代、神戸小学校ＰＴＡと 3 者による協議を行っているが、結論が出ていない。

・第 1 回打合せ　平成 28 年 12 月 4 日（日）
・第 2 回打合せ　平成 29 年 2 月 18 日（土）
・第 3 回打合せ　平成 29 年 7 月 23 日（日）

【その他関連事業】

○かんべスポーツクラブ定時総会　4 月 23 日(日)
○神戸老人クラブ連合会総会　6 月 3 日(土)
○神戸地区農業集落排水管理組合総会　6 月 20 日(火)
○議会報告会　1 月 27 日(土)
　報告議員　嶋岡壮吉、中谷一彦、宮崎栄樹、田中覚
　参加者　３０名
○神戸公民館事業
　・絵手紙教室　毎月第 2 木曜日
　・ヨガ教室　毎月第 2・第 4 木曜日
　・俳句教室　7 月 21 日(金)

議案第 2 号

平成29年度 神戸地区住民自治協議会 一般会計決算書

【収入の部】

（単位;円）

費　　目	細　　目	29 年度 予算額(A)	29 年度 決算額(B)	増減 (B−A)	摘　　要
1. 会費		2,511,000	2,495,500	−15,500	
	1. 会費	2,511,000	2,495,500	−15,500	平成 29 年度会費（4,500 円×555 戸）
2. 補助金		5,009,000	5,048,000	39,000	
	1. 地域包括交付金	4,503,000	4,503,000	0	伊賀市地域包括交付金
	2. 世代間交流事業助成金	36,000	35,000	−1,000	伊賀市社会福祉協議会世代間交流事業助成金
	3. 鳥獣害対策事業補助金	420,000	410,000	−10,000	
	4. 女性活躍推進事業交付金	50,000	100,000	50,000	
3. 委託金		285,000	285,000	0	
	1. 公民館活動事業委託金	285,000	285,000	0	神戸公民館活動事業委託金
4. 諸収入		698,577	759,842	61,265	
	1. 雑収入	698,577	759,842	61,265	保険料 249,300 円、診療所跡地土地貸付料 120,000 円、文化祭売上代金 130,800 円、選挙公報配布手数料 37,280 円、コピー使用料 90,101 円、ｶﾛｰﾘﾝｸﾞ使用料等
5. 繰越金		396,423	396,423	0	
	1. 繰越金	396,423	396,423	0	29 年度繰越金
合　　計		8,900,000	8,984,765	84,765	

【支出の部】

（単位;円）

費　　目	細　　目	29 年度 予算額 (A)	29 年度 決算額 (B)	増減 (A-B)	摘　　要
1. 会議費		120,000	100,720	19,280	
	1. 需用費	120,000	100,720	19,280	総会、役員会、運営委員会経費
2. 広報活動費		75,000	65,844	9,156	
	1. 需用費	70,000	65,844	4,156	カラー用紙、インク他
	2. 役務費	5,000	0	5,000	
3. 研修費		30,000	0	30,000	
	1. 報償費	10,000	0	10,000	
	2. 旅費	10,000	0	10,000	
	3. 使用料	10,000	0	10,000	
4. 運営管理費		1,225,000	1,306,835	-81,835	
	1. 会議費	50,000	44,296	5,704	印刷用紙
	2. 需用費	300,000	415,005	-115,005	事務用品費、コピー機カウンター料等 インターネット通信費　等
	3. 役務費	260,000	248,120	11,880	保険料 238,120 円等
	4. 委託費	385,000	385,000	0	神戸公民館活動事業業務委託費 285,000 円、　遺族会春季慰霊祭運営費 100,000 円
	5. 備品費	50,000	0	50,000	
	6. 慰労費	100,000	100,000	0	役員等退職慰労会・記念品代
	7. 諸費	80,000	114,414	-34,414	老人会総会、慶弔、渉外経費等
5. 助成費		755,000	620,000	135,000	
	1. 団体助成費	570,000	570,000	0	老人クラブ 70,000 円、子ども会 130,000 円更生保護女性の会 30,000 円 消防団 150,000 円、自治功労者

					会 20,000 円、小学校教育振興会 20,000 円、公民館 100,000 円、ｽﾎﾟｰﾂｸﾗﾌﾞ 50,000 円
	2. 街路灯設置費補助金	125,000	50,000	75,000	２件
	3. 掲示板設置費補助金	60,000	0	60,000	
6. 事業費		2,230,000	2,120,469	109,531	
	1. 報酬	1,320,000	1,320,000	0	役員等報酬 会長、副会長(3 人)、理事(8 人)、城之越遺跡施設長、会計、顧問、参与(2 人) 、事務局長、部長(6 人)、副部長(6 人)
	2. 報償費	130,000	114,000	16,000	福祉協力員活動経費 (12,000 円×7) 健康の駅長(15,000 円×2)
	3. 旅費	50,000	50,000	0	会議等活動旅費
	4. 需用費	230,000	226,469	3,531	城之越遺跡竹灯り幽玄祭経費、事務費
	5. 役務費	30,000	0	30,000	
	6. 備品費	50,000	0	50,000	
	7. 負担金補助及び交付金	420,000	410,000	10,000	鳥獣害対策費 古郡区 80,000 円　上林区 126,030 円　枡川区 102,170 円　領主谷小場 101,800 円
7. コミュニティ活動費		1,890,680	1,909,320	−18,640	
	1. コミュニティ活動費	1,872,040	1,872,040	0	地区連絡事務、街路灯維持管理経費 朝日ヶ丘町 343,360 円、比土 365,030 円、古郡 145,940 円、上神戸 453,480 円、上林 186,410 円、下神戸 216,130 円、枡川 161,690 円
	2. 選挙公報配布費	18,640	37,280	−18,640	市議会議員選挙、衆議院議員選挙
		2,340,000	2,323,338	16,662	

8. 実践活動費	1. 健康スポーツ部	720,000	630,051	89,949	ｽﾎﾟﾚｸ祭 13,384 円、市民ｽﾎﾟｰﾂﾌｪｽﾃｨﾊﾞﾙ211,569円、体育祭385,098円 ﾊｲｷﾝｸﾞ 20,000 円
	2. 教育文化部	550,000	608,863	-58,863	文化祭 558,863 円　人権草根会計 50,000 円
	3. 生活環境部	220,000	208,529	11,471	ホタル鑑賞会　その他
	4. 福祉部	400,000	426,643	-26,643	友愛の集い 44,968 円、世代間交流 35,000 円、支え合いネットワーク会計へ 200,000 円元気っ子 98,675 円、その他
	5. 産業部	100,000	47,640	52,360	青空ﾈｯﾄ会費 2,000 円, にんにく栽培研修費等 45,640 円
	6. 地域部	300,000	297,546	2,454	自主防災会計へ 80,000 円、自動車保険 85,960 円、自治協車車検費用 75,514 円、送迎ｻｰﾋﾞｽ保障加入 8,000 円、自治協車ｶﾞｿﾘﾝ 33,772 円、その他
	7. 女性部	50,000	104,066	-54,066	設立総会 66,859 円、先進地視察 12,678 円、教養講座 5,000 円、その他
9. 積立金		120,000	120,000	0	
		120,000	120,000	0	診療所跡地基金
10. 予備費		114,320	0	114,320	
	1. 予備費	114,320	0	114,320	
合　　計		8,900,000	8,566,526	333,474	

収入金額 8,984,765 円　　支出金額 8,566,526 円　　差引額 418,239 円(平成30年度へ繰越額)

上記のとおり報告します。

神戸地区住民自治協議会　　会長　中嶋　孝

会計　松田 和秀

平成29年度収支決算について監査を行った結果、収支の状況並びに関係書類等、その全てにおいて適正かつ正確に処理されていると認めます。

平成 30 年 4 月 6 日

監事　石田 八郎

監事　西濱 義明

平成29年度　城之越遺跡管理業務特別会計決算書

【収入の部】

（単位;円）

費　　目	細　　目	予算額（A）	決算額（B）	増　減（B－A）	摘　　要
1. 繰越金		142,123	142,123	0	
	1. 繰越金	142,123	142,123	0	２８年度繰越金
2. 受託金		2,561,300	2,583,729	22,429	
	1. 城之越遺跡業務受託金	2,561,300	2,583,729	22,429	(公財)伊賀市文化都市協会城之越遺跡入園対応業務受託金
3. 諸収入		1,577	2	-1,575	
	1. 雑収入	1,577	2	-1,575	預金利息
合　　計		2,705,000	2,725,854	20,854	

【支出の部】

（単位;円）

費目	細　　目	予算額（A）	決算額（B）	増　減（A－B）	摘　　要
1. 事業費		2,560,000	2,633,303	-73,303	
	1. 賃金	2,000,000	1,755,000	245,000	城之越遺跡管理業務賃金(3 人分)
	2. 需用費	190,000	24,725	165,275	事務用品費、コピー、ガソリン代等
	3. 通信費	10,000	0	10,000	電話通信料
	4. 保険料	20,000	14,010	5,990	傷害保険掛金
	5. 備品費	220,000	732,664	-512,664	スピーカー、草刈機、チェーンソー　等
	6. 負担金	20,000	6,904	13,096	労働保険料
	7. 委託料	100,000	100,000	0	城之越遺跡剪定作業業務委託料
2. 予備費		145,000	0	145,000	
	1. 予備費	145,000	0	145,000	
合　　計		2,705,000	2,633,303	71,697	

収入金額　2,725,854 円　支出合計金額　2,633,303 円　収入支出差引額　92,551 円（平成30年度へ繰越額）上記のとおり報告します。

神戸地区住民自治協議会
会長　　中嶋　孝

会計　　松田　和秀

平成29年度城之越遺跡管理業務特別会計収支決算について監査を行った結果、すべてにおいて適正かつ正確に処理されていると認めます。

平成30年4月6日
監査委員　　石田　八郎

監査委員　　西濱　義明

平成29年度　神戸地区住民自治協議会積立金決算書

施設整備積立金

単位:円

区分	２８年度末現在額	平成２９年度中増減額	平成２９年度末現在額	通帳番号	摘要
積立金					
貯金利息		313			
				6927111	普通預金　501,841 円
				31792938	定期貯金　501,452 円
				26823667	定期貯金　1,983,205 円
				24711593	定期貯金　301,180 円
計	4,144,361	313	4,144,674	22988919	定期貯金　856,996 円

診療所跡地会計積立金

単位:円

区分	平成２８年度末現在額	平成２９年度中増減額	平成２９年度末現在額	通帳番号	摘要
積立金		120,000			４/２２　土地貸付料　長谷川鈑金
貯金利息		91			
				6877111	普通預金　942,505 円
計	1,802,997	120,091	1,923,088	26823764	定期貯金　980,583 円

以上のとおり報告します。

神戸地区住民自治協議会　　会長　中嶋　孝

会計　松田　和秀

平成２９年度収支決算について監査を行った結果、収支の状況並びに関係書類等,　その全てにおいて適正かつ正確に処理されていると認めます。

平成 30 年 4 月 6 日　　監事　石田　八郎

監事　西濱　義明

議案第３号

神戸地区まちづくり計画の一部変更について

〇改正の趣旨

神戸地区地域運行バス（かんべ北斗号）運営協議会及び主要地方道上野名張線バイパス建設促進期成同盟会設立にあたり、神戸地区まちづくり計画の一部変更をおこなう。

（４）部会別計画

①福祉部

《キャッチフレーズ》

神戸地区の誰もが幸せに暮らせる　神戸まちづくり

〇現状と課題

少子高齢化が急速に進む神戸地域において、誰もが住み慣れた地域で安心した暮らしが出来るまちづくりを推進します。

高齢者や障がいのある方々がどのような困りごとを抱えながら暮らしているかを適切に把握するため、平成２４年度神戸地区内の全世帯を対象に実施したアンケート調査報告書等に基づき、高齢者等のニーズを把握、個別の課題を見出し、神戸地区支え合いネットワーク協議会と一体となり高齢者の見守り、生活支援等のボランティア活動を行う仕組みづくりに取り組みます。

また、高齢者等が日常生活のなかで困っていること、特にお買い物に関し支援するため、伊賀市地域運行バス導入ガイドラインを活用して、神戸地区地域運行バスの導入を進めます。

児童についても、少子化が進み子供が減り続けていますが、地域の子育て支援の一つとして開設している「かんべ元気っ子広場」の運営や次世代を担う子供たちと地域の高齢者を中心とした世代を超えた人とのふれあい交流事業等を実施します。

住民の皆様のご協力を得て、様々な課題解決を図り、人々のつながりを大切に安全、安心して暮らせる福祉活動を積極的に展開します。

〇福祉部の主な事業

- 友愛のつどい
- 世代間交流事業
- かんべ元気っ子広場
- 神戸地区支え合いネットワーク協議会との連携強化
- 神戸地区地域運行バス（かんべ北斗号）の推進

福 祉 部 計 画 表

目標	基本方針	施策	実施主体			実施期間		
			地域	協働	行政	短期	中期	長期
神戸地区の誰もが幸せに暮らせる神戸まちづくり	地域で支えあう福祉のまちづくり	ふれあいいきいきサロンの推進	○			○	○	○
		地区敬老会の推進	○			○	○	○
		一人暮らし高齢者を対象とした「友愛のつどい」の推進	○			○	○	○
		一人暮らし高齢者への訪問活動の推進	○			○	○	○
		高齢者世帯を支援するボランティア組織の育成		○			○	○
		高齢者相談窓口の開設		○			○	○
		高齢者世帯への配食・買い物等の組織体の確立		○			○	○
		空家などを活用した高齢者の交流の場づくりの推進		○			○	○
		高齢者や交通弱者の移動手段を確保するためのコミュニティバスの運行	○			○	○	○
	次世代をともに育成するまちづくり	子ども達と高齢者等との世代間交流の推進	○			○	○	○
		あいさつ、声かけ運動の推進	○			○	○	○
		各地区祭りや各種イベント(体育祭、文化祭等)への参加促進	○			○	○	○
		子どもを産み育てる環境づくりのため関係団体等の委員会による「神戸子育て計画」の策定		○		○	○	○
		子育て支援サロンの設置			○		○	○
		放課後児童クラブの設置			○		○	○
		公園・広場等の整備促進			○		○	○

地 域 部 計 画 表

目標	基本方針	施策	実施主体			実施期間		
			地域	協働	行政	短期	中期	長期
人々が 安心安全で暮らせる 神戸まちづくり	災害に備える安心安全な まちづくり	神戸地区自主防災組織連合会と連携し、防災訓練、防災器材の整備促進		○		○	○	○
		防災マップ（危険個所、避難場所、避難経路等）の更新と地域住民への周知	○			○	○	○
		住まいの耐震診断の促進		○			○	○
		災害時要援護者の把握と災害避難援助ボランティア組織の育成等災害弱者に対する支援体制の推進		○		○	○	○
		川上ダムの完成促進と一級河川木津川河川改修工事（井堰改良、橋梁整備、河床浚渫含む）の促進			○		○	○
		神戸小学校（避難場所）への進入道路の市道認定及び拡幅			○		○	○
	事故犯罪のない安心安全なまちづくり	通学路等の安全パトロールの推進及び交通安全対策への整備推進		○		○	○	○
		神戸地区防犯委員会や駐在所と連携し、地域防犯安全対策の推進		○		○	○	
		国道422号線歩道延長の整備推進			○			○
		地区内道路及び橋梁への防犯灯の増設		○		○	○	○
		防犯カメラの設置促進			○	○	○	○
		上記推進にかかる神戸地区補助交付金制度の創設	○			○	○	○
	移動しやすい まちづくり	地区内道路改良整備の促進			○	○	○	○
		県道上野名張線バイパスの整備促進			○	○	○	○
		伊賀鉄道の存続に向けた利用促進と地区内駅周辺の整備促進		○			○	○
		伊賀神戸駅・丸山駅前広場の整備促進			○		○	○

議案第４号

役員の選出及び同意について

神戸地区住民自治協議会規約第 10 条「役員の任期は１年とする。但し、再任を妨げない」及び第８条第２項「会長、副会長、理事及び監事は総会において選出する」、第８条第４項「城之越遺跡施設長、会計、事務局長は、総会の同意を得て会長が任命する」に基づき、役員の選出及び同意を求める。

また、第８条第５項「会長は、顧問及び参与を任命する」の規定に基づき、任命する。

総会選出

会　長	福嶋　吉久
副会長	松永　省二
副会長	森本　進一
副会長	中岸　純子
理　事	東　　庸介
理　事	綿井　叡治
理　事	百地　博行
理　事	東勢　昇
理　事	小川　是明
理　事	稲本　智子
監　事	坂森　嘉夫
監　事	福井　清孝

総会同意

城之越遺跡施設長	古濱　清夫
会　　計	松岡　治
事務局長	五舛出　圭史

会長任命

顧　問	中嶋　孝
参　与	堀永　猛
参　与	森田　安俊

議案第５号

平成３０年度事業計画(案)について

「神戸地区まちづくり計画」の実現に向けて、「住民の英知を集め、ふれあいのまち、住みよい神戸のまちづくり」を目指す。

（１）各部における地区まちづくり活動の推進について（別添事業計画案参照）

○福祉部

「神戸地区の誰もが幸せに暮らせる　神戸まちづくり」をキャッチフレーズとして、地域社会全体で支え合い、安心して暮らせる地域及び世帯や世代を超えた交流ができる環境づくりを推進する。

・友愛のつどい
・世代間交流
・神戸地区支え合いネットワーク協議会との連携による地域支え合い活動
・子育て支援事業「かんべ元気っ子広場」
・地域運行バスの運行　　等の推進

○健康スポーツ部会

「健康で　明るく元気な　神戸まちづくり」をキャッチフレーズとして、スポーツを通じて、健康で明るいふれあいの場を推進する。

・第１０回神戸地区スポレク祭
・第３４回神戸地区体育祭
・第１４回伊賀市民スポーツフェスティバル
・秋季ハイキング　　等の推進

○生活環境部会

「水と空気がきれいな　神戸まちづくり」をキャッチフレーズとして、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という災害に対する体制づくり及び環境づくりを推進する。

・竹灯りコンサート＆ほたる鑑賞会
・環境美化事業
・三谷地区環境保全対策
・マイエンザの普及活動
・ゴミマップの作製　　等の推進

○産業部会

「清き川　美田より産れる美味いお米の　神戸まちづくり」をキャッチフレーズとして農業後継者不足による農作業従事者の高齢化が目立つなか、地域資源を活かした活力あるまちづくりを推進する。

・かんべいきいき市（農産物直売所）
・特産品づくり
・農産加工品制作研修会
・鳥獣害対策　　等の推進

○教育文化部会

「歴史と文化の薫る　神戸まちづくり」をキャッチフレーズとして、あらゆる年代の住民がふれあう場、機会の創出及び一人ひとりの人権が尊重される地域を推進する。

・神戸地区文化祭
・神戸地区人権講演会、地区懇談会　　等の推進

○地域部会

「人々が　安心安全で暮らせる　神戸まちづくり」をキャッチフレーズとして、伊賀市と協定する「まちづくりに関する基本協定書」に基づき、市域において統一して実施する必要がある業務のうち、伊賀市から依頼された業務を推進する。　また、神戸地区自主防災組織連合会と連携し、災害に備える安心安全なまちづくりを推進する。

・三重県、伊賀市への要望活動
・総合防災訓練
・川上ダム建設促進と木津川河川改修工事の促進
・木津川浚渫工事
・防犯活動の推進
・主要地方道上野名張線バイパスの建設促進　　等の推進

○女性部会

「女性の視点や発想で　地域に根差した多様な可能性を引き出す　神戸まちづくり」をキャッチフレーズとして、男女共同参画社会実現のため、世代を超えた女性が集うまちづくりを推進する。

・実践研修の実施
・視察研修の実施
・教養講座の開催　　等の推進

（２）伊賀市との「まちづくりに関する基本協定書」に基づく協働で取り組む業務の推進

・委員等の推薦・選任、各種啓発業務の協力、広報等の配布・回覧・周知、
協議・調査報告、募金等の業務

（３）城之越遺跡管理業務等の推進について

（公財）伊賀市文化都市協会との業務委託に基づき、日常管理業務、入館者対応、草刈作業等を推進する。

また、（公財）伊賀市文化都市協会と共催し、城之越遺跡を活用した「竹灯り幽玄祭」等を推進する。

（４）その他目的達成に必要な事業の推進について

○広報「かんべ」の発行
○地区の各種団体との連携及び活動支援　　等の推進

議案第６号

平成３０年度会費について

平成３０年度会費について、神戸地区住民自治協議会規約第２０条の規定に基づき議決を求める。

記

平成３０年度会費については、年額１戸当り下記金額を徴収する。

年額１戸当り　　４，５００円

神戸地区住民自治協議会

議案第7号　　**平 成 30年 度　一般会計収支予算書（案）**

【収入の部】

（単位:円）

費目	細目	30 年度予算額（A）	29 年度予算額（B）	増減(A-B)	摘　　要
1. 会費		2,497,500	2,511,000	−13,500	
	１．会費	2,497,500	2,511,000	−13,500	会費（4,500 円×555 戸）
2. 補助金		4,895,000	5,009,000	−114,000	
	１．地域包括交付金	4,400,000	4,503,000	−103,000	伊賀市地域包括交付金
	２．世代間交流事業助成金	35,000	36,000	−1,000	伊賀市社会福祉協議会世代間交流事業助成金
	３．鳥獣害対策事業補助金	410,000	420,000	−10,000	鳥獣害に負けない地域づくり推進事業対策費
	４.女性活躍推進事業交付金	50,000	50,000	0	
3. 委託金		280,000	285,000	−5,000	
	１．公民館活動事業委託金	280,000	285,000	−5,000	神戸公民館活動事業委託金
4. 諸収入		659,261	698,577	−39,316	
	1. 雑収入	659,261	698,577	−39,316	保険料 249,750 円(450 円×555 戸)、診療所跡地土地貸付料 120,000 円、文化祭、預金利子等
6. 繰越金		418,239	396,423	21,816	
	1. 繰越金	418,239	396,423	21,816	
合　　計		8,750,000	8,900,000	−150,000	

【支出の部】

（単位；円）

費目	細目	30年度予算額（A）	29年度予算額（B）	増減(A-B)	摘要
1. 会議費		120,000	120,000	0	
	１．需用費	120,000	120,000	0	総会、運営委員会、役員会等
２.広報活動費		75,000	75,000	0	
	１．需用費	70,000	70,000	0	印刷費等
	２．役務費	5,000	5,000	0	編集会議等
３.研修費		30,000	30,000	0	
	１．報償費	10,000	10,000	0	講師謝礼・受講費等
	２．旅費	10,000	10,000	0	旅費
	３．使用料	10,000	10,000	0	研修交通費
４.運営管理費		1,220,000	1,225,000	-5,000	
	１．会議費	50,000	50,000	0	
	２．需用費	300,000	300,000	0	コピー機カウンター料等
	３．役務費	260,000	260,000	0	保険料249,750円､郵便代等10,250円
	４．委託費	380,000	385,000	-5,000	神戸公民館活動事業業務委託費280,000円、遺族会春季慰霊祭運営費100,000円
	５．備品費	50,000	50,000	0	
	６．慰労費	100,000	100,000	0	役員等退職慰労記念品代
	７．諸費	80,000	80,000	0	慶弔、渉外経費等
５.助成費		725,000	755,000	-30,000	
	1. 団体助成費	540,000	570,000	-30,000	各種団体助成費

					老人クラブ 70,000 円、子ども会 100,000 円、更生保護女性の会 30,000 円、自治功労者会 20,000 円、消防団 150,000 円、小学校教育振興会 20,000 円、公民館 100,000 円、スポーツクラブ 50,000 円
	2.街路灯設置・取替補助	140,000	125,000	15,000	街路灯設置費補助金
	3.掲示板設置・補修費補助	45,000	60,000	−15,000	掲示板設置・補修費補助金
		1,960,000	2,230,000	−270,000	
	１．報酬	1,260,000	1,320,000	−60,000 0	役員等報酬 会長 144,000 円、副会長 300,000 円(3 人)、理事 540,000 円(6 人)、城之越遺跡施設長 24,000 円、会計 24,000 円、顧問 12,000 円、参与 12,000 円(2 人)、事務局長 24,000 円、部長 144,000 円(6 人)、副部長 36,000 円(6 人)
６.事業費	２．報償費	130,000	130,000	0	福祉協力員活動経費 84,000 円 健康の駅長活動費 30,000 円　他
	３．旅費	50,000	50,000	0	会議等活動旅費
	４．需用費	30,000	230,000	−200,000	事業用事務用品費等
	５．役務費	30,000	30,000	0	渉外費等
	６．備品費	50,000	50,000	0	
	7．負担金補助及び交付金	410,000	420,000	−10,000	鳥獣害対策交付金
７.コミュニテ		1,872,040	1,890,680	−18,640	
	１.コミュ	1,872,040	1,872,040	0	朝日ヶ丘町 343,360 円、比土

ィ活動費	ニティ活動費				365,030 円、古郡 145,940 円、上神戸 453,480 円、上林 186,410 円、下神戸 216,130 円、枡川 161,690 円
	△選挙広報配布費	0	18,640	−18,640	
8.実践活動費		2,495,000	2,340,000	155,000	
	1.健康スポーツ部	650,000	720,000	−70,000	ｽﾎﾟﾚｸ祭 90,000 円、体育祭 400,000 円、市民ｽﾎﾟｰﾂﾌｪｽﾃｨﾊﾞﾙ 150,000 円、その他 10,000 円
	2．教育文化部	550,000	550,000	0	文化祭 500,000 円、人権草の根へ 50,000 円
	3．生活環境部	220,000	220,000	0	ホタル鑑賞会 190,000 円、クリーン作戦 10,000・マイエンザ製作 10,000 円、その他 10,000 円
	4．福祉部	665,000	400,000	265,000	友愛の集い 70,000 円、世代間交流 40,000 円、地区支え合いネットワーク会計へ 200,000 円、元気っ子 80,000 円、地域運行バス運営協議会 265,000 円、その他 10,000 円
	5．産業部	100,000	100,000	0	産業振興講習
	6．地域部	210,000	300,000	−90,000	自主防災会計 80,000 円、自動車保険 90,000 円、ガソリン 20,000 円、上野名張バイパス促進期成同盟会会費 10,000 円、防犯活動 10,000 円
	7. 女性部	100,000	50,000	50,000	教養講座開催、視察研修等
9.積立金		120,000	120,000	0	
	1．積立金	120,000	120,000	0	診療所跡地基金積立
10.予備費		132,960	114,320	18,640	
	1．予備費	132,960	114,320	18,640	
合　　計		8,750,000	8,900,000	−150,000	

※各費目で不足が生じた場合には流用することができる

平 成 30年 度　城之越遺跡管理業務特別会計収支予算書(案)

【収入の部】

（単位；円）

費目	細目	30年度予算額（A）	29年度予算額（B）	増減（A－B）	摘要
1．受託金		2,658,844	2,561,300	97,544	
	1．城之越遺跡業務受託金	2,658,844	2,561,300	97,544	城之越遺跡入園対応業務受託金
2．諸収入		51,605	1,577	50,028	
	1．雑収入	51,605	1,577	50,028	城之越遺跡幽玄祭出店収益
3．繰越金	1．繰越金	92,551	142,123	-49,572	
合計		2,803,000	2,705,000	98,000	

【支出の部】

（単位；円）

費目	細目	30年度予算額（A）	29年度予算額（B）	増減（A－B）	摘要
1．事業費		2,660,000	2,560,000	100,000	
	1．賃金	1,900,000	2,000,000	-100,000	城之越遺跡管理業務賃金(3人分)
	2．需用費	390,000	190,000	200,000	事務用品費、ガソリン代等
	3．通信費	10,000	10,000	0	郵便切手代
	4．備品費	220,000	220,000	0	業務用備品購入費
	5．負担金	20,000	20,000	0	労働保険料
	6．保険料	20,000	20,000	0	傷害保険掛金
	7．委託料	100,000	100,000	0	剪定作業業務委託料
2．予備費		143,000	145,000	-2,000	
	1．予備費	143,000	145,000	-2,000	
合計		2,803,000	2,705,000	98,000	

資　　料

○伊賀市とのまちづくりに関する基本協定書――――――――――Ｐ３７～

○神戸地区住民自治協議会規約――――――――――――――――Ｐ４０～

○神戸地区住民自治協議会役員手当等に関する規定――――――Ｐ４４

○神戸地区自治功労者表彰規定――――――――――――――――Ｐ４５～

○神戸地区住民自治協議会役員等の慰労及び弔事に関する規定――Ｐ４７

○特定個人情報等取扱規定――――――――――――――――――Ｐ４８～

○神戸地区街路灯設置費及び取替費補助金交付要綱――――――Ｐ５３～

○神戸地区掲示板設置費補助金交付要綱――――――――――――Ｐ５５～

○神戸地区住民自治協議会組織構成図――――――――――――Ｐ５７

まちづくりに関する基本協定書

神戸地区住民自治協議会（以下「甲」という。）と伊賀市（以下「乙」という。）とは、伊賀市自治基本条例（以下「条例」という。）に基づき、地域内分権を進め、伊賀市独自の自治の推進及び確立を行うため、次のとおり「まちづくりに関する基本協定」（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、条例第 28 条に規定する地域まちづくり計画に基づく、甲の主体的な取組に対し、条例第 27 条第 1 項の規定により乙が甲に対して行う支援及び地域を取り巻く様々な課題に対し、甲及び乙が協働で取り組む業務に関し必要な事項を定めるものとする。

（協働で取り組む業務）

第２条　甲及び乙が協定により協働で取り組む業務は、次の各号に掲げる業務とする。

⑴　必須業務　市域において統一して実施する必要がある業務のうち、行政が行うよりも効率的かつ効果的な業務について、乙が甲にその実施を依頼するもの。

⑵　選択業務　地域の自主性を尊重し、地域の主体性や個性を生かす業務について、甲が乙からその実施を受託するもの。

（業務の内容）

第３条　前条第１号に規定する必須業務の内容は、別表のとおりとする。

２　前条第２号に規定する選択業務の内容については、甲、乙協議の上、別に定める。

（甲の役割）

第４条　甲は、自ら定めた地域まちづくり計画に基づく業務及び、第２条に規定する業務を実施するものとする。

（乙の役割）

第５条　乙は、前３条に規定する甲が実施する業務に対し、「伊賀市住民自治協議会の財政支援に関する要綱」第４条の表中に規定する地域包括交付金を交付するほか、条例第 27 条第１項の規定に基づき、甲と協議の上、必要な支援を行うものとする。

（情報交換及び協議）

第６条　甲及び乙は、協働で行う業務を円滑に進めるため、情報共有及び協議の場を設けるものとする。

（情報管理）

第７条　甲及び乙は、協定に基づく活動において知り得た情報を他の目的に使用してはならない。ただし、相手方の承認を得た場合は、この限りではない。
２　甲は、協定に基づく活動において知り得た個人情報の漏洩、減失及びき損等の事故防止など、個人情報の適正な管理を行わなければならない。

（有効期間）
第８条　協定の有効期間は、平成２８年４月１日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日前の１箇月までに甲乙双方から何らかの申出がないときは、協定は、更に３年間延長したものとみなし、その後においてもまた同様とする。

（疑義の決定）
第９条　協定に定めのない事項及び協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成２８年　４月　１日

（甲）　伊賀市上神戸２２０番地の３
神戸地区住民自治協議会

会　長　　大石　幸生

（乙）　伊賀市上野丸之内１１６番地

伊賀市長　岡本　　栄

別表（第３条関係）

乙から甲に依頼する必ず行う業務（必須業務）
【委員等の推薦・選任】 （１）指定管理者選定委員会委員の推薦 （２）統計調査員の推薦 （３）ごみ減量・リサイクル等推進委員会の委員推薦 （４）地区市民センター職員の推薦 （５）公民館分館職員の推薦（上野・青山地区に限る） （６）民生委員・児童委員（主任児童委員）の推薦 （７）健康づくり推進員（健康の駅長）の推薦 （８）投票立会人の推薦 （９）スポーツ推進委員の推薦 （10）水道事業基本計画策定委員会委員の推薦 （11）モーテル等類似施設建築審議会委員の推薦 （12）農業委員会員及び農地利用最適化推進委員の推薦 （13）その他市が定める各種審議会・委員会等の委員の推薦 【協力・配布・回覧・周知等】 （14）行政連絡事務への協力 ①市が発行する広報誌の配布・回覧 ②市が企画・発行する又は市の所管課が認めたチラシ、ポスター等の広報物の配布・回覧・掲示 ③市議会が発行する広報誌の配布・回覧 ④市民の文化・教育・福祉等の増進に資することを達成するための情報発信事業として市の所管課が認めた広報誌の配布・回覧 ⑤市が後援、共催する事業で、市の担当課が必要と認めた広報物の配布・回覧 ⑥国・県などの公共機関が発行するもので、市の担当者が必要と認めた広報物の配布・回覧 ⑦所管の警察署及び派出所、駐在所が発行する広報紙の配布・回覧 ⑧工事による道路の通行止めや危険防止、工事説明会等の協力・周知等 ⑨行政が主体となって行う、各種事業・啓発業務等への協力 【協議・調査報告等】 （14）選挙関係の協議、公報等の配布 （15）「農業従事日数等の登載について」の配布・回収等 （16）地域内の調整事務（要望・提案・調査等の事務）
甲が乙の示す業務から選択した業務（選択業務）

（ご協力お願い）

伊賀市では、日本赤十字社の活動や社会を明るくする運動等に賛同し、募金活動に取り組んでいます。各住民自治協議会におきましても、趣旨をご賛同いただき御協力を賜りますようお願いします。

神 戸 地 区 住 民 自 治 協 議 会 規 約

第1章　総則

（目的）

第１条　住民相互の連帯を深め、住民の創意工夫と責任のもと、住み良い神戸地区を形成していくことを目的とする。

（名称）

第２条　この会を神戸地区住民自治協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（事務所の位置）

第３条　協議会の事務処理を行うため、事務局を次のとおり置く。

伊賀市上神戸２２０番地の３　神戸地区市民センター内

（活動の範囲）

第４条　協議会の活動範囲は神戸地区内とする。但し、他の協議会と協力、連携して活動する場合はこの限りではない。

（事業）

第５条　協議会は第１条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

（１）地区まちづくり計画の策定。

（２）地区まちづくり活動に関する事業。

（３）その他目的達成に必要な事業。

第2章　組織

（会員）

第６条　協議会の会員は、次に掲げるとおりとする。

（１）神戸地区に居住する住民。

（２）自治会・神戸地区で活動する団体。

（３）神戸地区に住所地を置く事業所。

（４）その他会長が必要と認める者。

（組織）

第７条　協議会に次の組織を置く。

執行部、役員会、運営委員会、実行委員会、部会

（１）構成

① 執行部は、役員会と運営委員会で構成する。

②役員会は、会長、副会長、理事、城之越遺跡施設長、会計、事務局長で構成する。

③運営委員会は、役員会と各部長、副部長で構成する。

④ 実行委員会は、事業の内容により、必要に応じて設置し、運営委員会及び各部会員で構成する。

⑤部会は、地区代表及び委嘱委員、各団体代表で構成する。

（２）委嘱委員は、委員に応募した者及び地域から推薦された者とする。

（役員）
第８条　協議会に次の役員を置く。
（１）会　長　　１名
　　副会長　　若干名
　　理　事　　１０名以内
　　城之越遺跡施設長　１名
　　会　計　　１名
　　監　事　　２名
　　事務局長　　１名
（２）会長、副会長、理事及び監事は総会において選出する。
（３）理事は、各地区自治会長及び地域代表とする。
（４）城之越遺跡施設長、会計、事務局長は、総会の同意を得て会長が任命する。
（５）会長は、役員会の同意を得て、顧問及び参与を任命することができる。
（役員の職務）
第９条　協議会の役員の職務は、次のとおりとする。
（１）会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
（２）会長は実行委員会に委員長、副委員長をおくことができる.
（３）副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
（４）理事は、他の役員と共に本会の運営について審議する。
（５）顧問及び参与は、会長の要請により、会議及び事業に参画する。
（６）城之越遺跡施設長は、公益財団法人伊賀市文化都市協会との業務委託に
　基づき、責任者として委託業務を遂行する。
（７）会計は、協議会の会計事務を処理する。
（８）監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行う。
（９）事務局長は、協議会事務を総括する。
（役員の任期）
第１０条　前条の役員の任期は１年とする。但し、再任は妨げない。
２　補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第３章　会議

（会議）
第１１条　協議会の会議は、総会、役員会、運営委員会、実行委員会及び部会（以下「会議」
　という。）とする。
２　その他、必要に応じて会議を開催する。
（会議の開催及び運営）
第１２条　会議は、過半数以上の委員の出席がなければ開催できない。
２　会議を開催するにあたっては、開催日時・場所・議題について、事前に周知することを
　原則とし、会議は公開とすることを原則とする。会議の議事は、出席者の過半数をもって

決し、可否同数と時は、会長または部会長の決するところによる。

（総会）

第１３条　総会は、運営委員会委員及び部会委員をもって構成する。

２　総会は、毎年１回定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、または委員の３分の１以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。

３　総会は、会長が招集する。

４　総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。

５　総会は、次の事項を決定する。

（１）地区まちづくり計画。

（２）会長、副会長、理事、監事の選出及び城之越遺跡施設長、会計、事務局長の任命同意。

（３）協議会の事業計画、予算、決算に関すること。

（４）その他、重要事項に関すること。

（役員会）

第１４条　会長は、役員会を招集し、議長となる。

２　役員会は、運営委員会に諮る事項を協議する。

（運営委員会）

第１５条　運営委員会は、会長が招集し、議長となる。

２　運営委員会は、総会において諮るべき事項及び協議会の運営に関する事項を審議決定する。

３　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

（実行委員会）

第１６条　総会及び運営委員会で決定された方針に基づき、施策を実施するため、必要に応じて協議会に実行委員会を置く。

（部会）

第１７条　総会及び運営委員会で決定された方針に基づき、施策を実施するため、協議会に次の部会を置く。

①福祉部会　　②健康・スポーツ部会　③生活環境部会

④産業部会　　⑤教育・文化部会　　⑥地域部会　　⑦女性部会

２　部会には、各部担当理事を置き、指導、助言を行う。

３　部長、副部長は、部員の互選による。また、会長は、必要に応じて部会役員を選任することができる。

４　副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代行する。

５　部長は、必要があると認めるときは、部員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

（部会間の調整）

第１８条　部会間の調整は、運営委員会が当たることとする。但し、部会相互の協議により協力する場合は、この限りではない。

第４章　財務

（会計）

第１９条　協議会の運営に関する経費は、会費、補助金、委託料及びその他の収入をもって充てる。

２　協議会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（会費）

第２０条　協議会費は、当面各戸別に徴収することとし、金額は総会で決する。

第５章　その他

（規約の変更）

第２１条　この規約を改正しようとするときは、総会において過半数の同意を得なければならない。

（解散）

第２２条　協議会の解散については、総会において出席者の４分の３以上の賛成を得なければならない。

（規則等への委任）

第２３条　この規約に定めるものの他、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮り別に定める。

附則

１　この規約は、平成１７年４月９日から施行する。

２　平成１７年度の会計年度は、第１８条の規定にかかわらず、協議会発足日から平成１８年３月３１日までとする。

３　この規約は、平成１８年２月２５日から改正施行する。

４　この規約は、平成１９年４月２７日から改正施行する。

５　この規約は、平成２０年４月２６日から改正施行する。

６　この規約は、平成２１年４月２５日から改正施行する。

７　この規約は、平成２２年４月２５日から改正施行する。

８　この規約は、平成２３年４月２４日から改正施行する。

９　この規約は、平成２４年４月２１日から改正施行する。

10　この規約は、平成２５年４月２０日から改正施行する。

11　この規約は、平成２９年４月１５日から改正施行する。

神戸地区住民自治協議会役員手当等に関する規定

（趣旨）

第１条　この規定は、神戸地区住民自治協議会の役員、顧問、参与、部会部長、部会副部長の手当及び旅費に関して必要な事項を定める。

（役員手当の対象）

第２条　手当の対象は、会長、副会長、理事、城之越遺跡施設長、会計、事務局長、顧問、参与及び部長、副部長とする。

（役員手当の額）

第３条　手当の額は、次のとおりとする。

会長　　年額１４４，０００円（自治会長兼務）

但し、自治会長と兼務しない会長は、６０，０００円とする。

副会長　　年額１３２，０００円（自治会長兼務）

但し、自治会長と兼務しない副会長は、３６，０００円とする。

理事、　　年額１２０，０００円（自治会長兼務）

但し、自治会長と兼務しない理事は３０，０００円とする。

城之越遺跡施設長、会計・事務局長・部長　年額２４，０００円

顧問　　年額１２，０００円

参与・副部長　　年額　６，０００円

（会長、副会長の旅費）

第４条　会長、副会長の旅費について下記金額を上限とし実費弁償とする。

会長　　年額　上限　３０，０００円

副会長　　年額　上限　１０，０００円

附則

この規定は、平成２２年４月２５日から実施する。

この規定は、平成２３年４月２４日から実施する。

この規定は、平成２４年４月２１日から実施する。

神戸地区自治功労者表彰規定

（目的）

第１条　神戸地区自治活動又は神戸地区発展に功績のあった個人を表彰し、神戸地区自治功労者として推薦することにより、地区発展に寄与することを目的とする。

（表彰・自治功労者推薦の事項）

第２条　個人で次の各号に該当するもの（以下「表彰・自治功労者」という。）をこの規定の定めるところにより表彰推薦する。

（１）住民自治協議会会長の在任期間が 3 年以上の者

（２）自治会長（区長）の在任期間が 5 年以上で事業に努力した者、又は住民自治協議会役員の在任期間が 5 年以上で事業に努力した者

（３）地区事業達成に努力し、その実績顕著なる個人

（４）上記の外、必要な事項は別に定める。

（表彰・推薦の方法）

第３条　被表彰者に対する表彰は、表彰状及び記念品を贈呈して行う。

２　表彰は、原則として総会にて行う。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。

３　各地区自治会長（区長）は、第 2 条の規定に該当する者があるときは、自治功労者推薦書（別紙様式）を神戸地区住民自治協議会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

（被表彰者の決定）

第４条　会長は、前条の推薦書を受理したときは、その内容を神戸地区自治功労者表彰審査委員会（以下「委員会」という。）に諮り、審議のうえ被表彰者を決定するものとする。

（委員会の構成）

第５条　委員会は、神戸地区住民自治協議会役員会とし、審査の必要に応じて会長が委員を任命することができる。

２　委員は、審査上で知りえた秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

（その他）

第６条　この規定の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規定は、昭和 60 年 6 月から実施する。

この規定は、平成 22 年 4 月 25 日から改正実施する。

この規定は、平成 29 年 4 月 15 日から改正実施し平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

神戸地区自治功労者審査基準内規

神戸地区自治功労者表彰規定、第２条第４項については次のとおり定める。

○第 2 条第 2 項の在任期間が 5 年に満たない場合は、住民自治協議会が依頼又は住民自治協議会会長の推薦による次の公職及び公職に類する職に就任した期間を加えることができる。ただし、その在任期間はおおむね 10 年とする。

民生委員、主任児童委員、保護司、農業委員、地区支え合い体制づくりネットワーク協議会長、公民館長（市民センター長)、消防団神戸部部長、交通安全協会会員、及びこれに類する職

○上記に類する職で住民自治協議会会長が推薦する者も審査の対象とする。

別紙　様式

平成　　年度自治功労者推薦申請書

申請日

地区名

推薦者名

候補者名 生年月日 住所 氏名 電話番号	
推薦理由 役職 就任期間 推薦理由	

神戸地区住民自治協議会役員等の慰労及び弔事に関する規定

（趣旨）

第１条　この規定は、神戸地区住民自治協議会役員等の慰労及び弔事に関して必要な事項を定める。

（慰労の対象）

第２条　神戸地区住民自治協議会の役員等の退任者について、その功績に対して感謝の意を表すため下記の者を慰労する。

（１）会長、副会長、理事、会計、顧問、参与

（２）部会部長

（３）市民センター長、主事、事務員

（３）その他特に会長が認めた者

（慰労の方法）

第３条　慰労は、会長名で感謝状と記念品料を贈呈する。

２　慰労は原則として総会にて行う。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。

（慰労記念品料の基準）

第４条　慰労記念品料の基準は下記のとおりとする。

（１）会長	２０，０００円
（２）副会長・理事・会計・顧問・参与	１０，０００円
（３）部会部長	１０，０００円
（４）市民センター長、主事、事務員	１０，０００円

（弔慰金）

第５条　神戸地区住民自治協議会の役員（会長、副会長、理事、会計、事務局長、事務局次長）、監事、部会部長、顧問、参与及びその親族の逝去に対する弔慰金は、次のとおりとする。

（１）本人が逝去した場合　　香典　２０，０００円
　　生花（１基）又は花輪

（２）本人の親族が逝去した場合　香典　５，０００
　※親族―１親等の血族及び同居の１親等の姻族

（３）自治功労者が逝去した場合　香典　５，０００円

２　前項の以外の弔事は、発生の都度役員会で協議する。ただし、緊急を要する場合は、会長と副会長で協議のうえ決定し、役員に連絡する。

３　前２項に関して、いずれの場合も香典返しの返礼は、一切受け取らないこととする。

附則

この規定は、平成２２年４月２５日に実施する。

特定個人情報等取扱規程

神戸地区住民自治協議会

第１条　目的

本規程は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号、以下「番号法」という。）及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編)」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき、特定個人情報等の適正な取扱いを確保するために定めるものである。

第２条　個人番号を取扱う事務の範囲

１　個人番号を取扱う事務のうち、役員等の個人番号に関連する事務は、次に掲げるものとする。ここで、「役員」とは、住民自治協議会の役員（会長、副会長、理事等）とする。

① 源泉徴収関連事務

２　個人番号を取扱う事務のうち、役員以外の個人に係る個人番号に関連する事務は、次に掲げるものとする。

① 報酬・料金等の支払調書作成事務

第３条　特定個人情報の範囲

前条において、個人番号を取扱う事務において使用する特定個人情報の範囲は、次に掲げるものとする。

① 役員及び個人番号と共に管理される氏名、生年月日、住所
② 役員以外の個人に係る個人番号関係事務に関連して取得した個人番号及び個人番号と共に管理する氏名、生年月日、住所、業務内容、年間支払報酬額等

第４条　事務取扱責任者及び事務取扱担当者の明確化

１　事務取扱責任者は、会長とする。
２　事務取扱担当者は、事務局長とする。
３　事務取扱責任者は、事務取扱担当者の事務範囲を予め定めるものとする。

第５条　事務取扱責任者等の監督

会長は、特定個人情報等が番号法及び本規程に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱責任者等に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

第６条　事務取扱責任者等の変更に伴う引継ぎ及び監督

１　事務取扱責任者等が変更となった場合、従前の事務取扱責任者等は新たに事務取扱責任者等となる者に対して、業務引継簿を作成して確実に引継ぎするものとする。
２　会長は前項の業務引継ぎについて、業務引継簿の内容確認及び業務引継ぎの実態に関する聞き取り等により確認するものとする。

第７条　事務取扱責任者等の教育・研修

会長は、事務取扱責任者等が番号法、ガイドライン及び本規程を遵守し、特定個人番号等の適正な取扱いが周知徹底されるよう、事務取扱責任者等に対する研修を１年に１回以上受講させるものとする。

第８条　取扱状況を確認する手段の整備

１　特定個人情報ファイルの取扱状況を確認するための手段を整備する。
２　取扱状況を確認するために次の各号の特定個人情報の取扱状況等管理台帳及び特定個人情報を記載した申請書・届出書等管理ファイルの記録を整備する。

① 特定個人情報取扱いに係る管理台帳
　種　　類：特定個人情報の取扱状況等管理台帳

保管場所：事務室内ロッカー
責 任 者：事務取扱責任者
利用目的：特定個人情報の取得、利用、提供、保管、削除・廃棄の各段階における取扱状況及び運用状況を管理
閲覧可能権者：会長及び特定個人情報取扱責任者等

② 特定個人情報を記載した申請書・届出書等管理ファイル
種　　類：特定個人情報を記載した申請書の写し等を管理するためのファイル
保管場所：事務室内ロッカー
責 任 者：事務取扱責任者
利用目的：特定個人情報を記載した申請書・届出書等の控えを保管
閲覧可能権者：会長及び特定個人情報取扱責任者等

第９条　取扱規程に基づく運用状況の確認

事務取扱担当者は、特定個人情報の取得、利用、提供、保管、削除・廃棄の各段階における取扱状況及び運用状況については、次の各号に掲げる事項について特定個人情報管理台帳に記録し、保存するものとする。

① 特定個人情報の取得
・入手年月日、個人番号、氏名、生年月日、性別、住所等を記録
・特定個人情報に変更があった場合の特定個人情報変更の年月日
② 特定個人情報の利用
・提出書類の作成及び提出の年月日、特定個人情報の記載書類を本人に交付した年月日等を記録
③ 特定個人情報の提供
・特定個人情報を提供年月日、提供相手、目的等
④ 特定個人情報の保管
・特定個人情報管理台帳及び届出書等の写し等の保管場所の鍵利用管理台帳
⑤ 特定個人情報の削除・廃棄
・特定個人情報を削除・廃棄した年月日
上記以外の項目で、必要に応じて特定個人情報管理台帳に記録する。

第１０条　情報漏えい等の事案に対応する体制の整備

事務取扱責任者等は、特定個人情報等の漏えい等が発生したことを知った場合又はその可能性が高いと判断した場合は、会長に対して直ちに報告するものとする。

第１１条　取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し

１　事務取扱責任者は、特定個人情報等の取扱状況について、定期的に点検を行い、会長に報告するものとする。

２　会長は、特定個人情報等の取扱状況について、１年に１回以上、点検を実施し、必要に応じて安全管理措置の見直しを実施する。

第１２条　特定個人情報等を取扱う場所の管理

特定個人情報の保管場所及び取扱場所を明確にし、それぞれの場所に対し、次の各号に従い、次の各号に掲げる措置を講じる。

① 特定個人情報の保管場所

特定個人情報取扱責任者は、特定個人情報の保管場所について、事務所内の施錠できるキャビネットを定め、厳重に管理を行うものとする。保管場所の利用者は、「鍵貸出管理台帳」に記録し事務取扱責任者から鍵の貸出を受ける。

② 特定個人情報の取扱場所

特定個人情報を記載する事務処理に際しては、往来が少ない場所に座席を配置し、必要に応じてパテーションを設置する。

第１３条　特定個人情報等を持出す場合の漏えい・紛失の防止策

１　特定個人情報書類等の持出しは、次に掲げる場合を除き禁止する。

① 行政機関等への法定調書の提出等、当協議会が実施する個人番号関係事務に関して個人番号利用事務実施者に対し書類を提出する場合

２　事務取扱責任者等は、特定個人情報等が記載された書類等を持ち出す場合、封筒に封入し鞄に入れて搬送する等、紛失・盗難等を防ぐための方策を講ずる。

第１４条　個人番号の削除、廃棄

会長は、個人番号の削除、書類等の廃棄を実施する場合、次に掲げる各号の措置が実施されたことを確認する。

① 特定個人情報等を記載した申請書等の書類の法定保管期限が経過した場合、当該書類に記載された個人番号部分をマスキングした上で、シュレッダーにより粉砕する。

第１５条　特定個人情報の取扱いにおける安全管理措置等

特定個人情報の取得、利用、保管、提供、廃棄・削除の各段階における安全管理措置、個人番号の取扱い等については第２条から第１４条に従うものとする。

第１６条　改廃

本規程の改廃は、住民自治協議会総会の決議による。

附　則

本規程は平成２８年４月１６日から施行する。

神戸地区街路灯設置及び取替費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、街路灯の設置及び省エネ型照明への取替を行う自治会に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱に定める用語の定義は次のとおりとする。

（１）　街路灯　道路の照明設備で、電柱、灯柱及び小柱に電灯を取り付けるものをいう。

（２）　設置費　新たに街路灯を取り付ける工事に要する費用をいう（ポール設置費を含む）。

（３）　取替費　既存の街路灯を省エネ型照明に取り替える費用をいう。

（補助金の対象）

第３条　補助金の交付対象者は、自治会の代表者（以下「申請者」という。）とする。

２　補助の対象となる街路灯は、自治会で維持管理を行うものに限る。

（補助金の額）

第４条　補助金は、事業費の２分の１以内とし、街路灯設置に関しては１灯あたり 25,000 円を限度とし、省エネ型照明への取替費用に関しては１灯あたり 15,000 円を限度とする。

２　前項の場合において、補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請等）

第５条　申請者は、神戸地区街路灯設置費等補助金交付申請書（様式第１号）に、次の書類を添えて神戸地区住民自治協議会会長(以下「会長」という。)に申請しなければならない。

（１）　位置図

（２）　見積書

（補助金の交付決定）

第６条　会長は、前条の申請に基づき、内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の額を決定し申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第７条　申請者は、事業完了後速やかに神戸地区街路灯設置費等補助事業実績報告書（様式第２号）に次の書類を添えて会長に提出しなければならない。

（１）　領収書の写し

（２）　完成後の写真

（３）　その他会長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第８条　会長は、前条に規定する報告を受けたときは、当該書類の審査及び現地調査等により、補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容に適合するか否かを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第９条　補助金の交付は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。

（補助金の返還）

第 10 条　会長は、虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、当該補助金を返還させることができる。

（補則）

第 11 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 23 年 4 月 24 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から改正施行する。

神戸地区掲示板設置費等補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、掲示板の設置及び改修を行う自治会に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱に定める用語の定義は次のとおりとする。

（１）　掲示板　ポスター等を掲示するために自治会が設置した恒久的な構造物であり、当該自治会により維持管理されるものをいう。

（２）　設置費　掲示板を新たに設置するために要する費用をいう。

（３）　改修費　掲示板の改修に要する費用をいう。

（補助金の対象）

第３条　補助金の交付対象者は、自治会の代表者（以下「申請者」という。）とする。

２　補助の対象となる掲示板は、１自治会につき単年度あたり１基を限度とする。

（補助金の額）

第４条　掲示板設置費等補助金は、設置費及び改修費の２分の１以内とし、　30,000 円を限度とする。

２　前項の場合において、補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請等）

第５条　申請者は、神戸地区掲示板設置費等補助金交付申請書（様式第１号）に、次の書類を添えて神戸地区住民自治協議会会長に申請しなければならない。

（１）　位置図

（２）　見積書

（補助金の交付決定）

第６条　会長は、前条の申請に基づき、内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の額を決定し申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第７条　申請者は、事業完了後速やかに神戸地区掲示板設置費等補助事業実績報告書（様式第２号）に次の書類を添えて会長に提出しなければならない。

（１）　領収書の写し

（２）　完成後の写真

（３）　その他会長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第８条　会長は、前条に規定する報告を受けたときは、当該書類の審査及び現地調査等により、補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容に適合するか否かを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第９条　補助金の交付は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。

（補助金の返還）

第 10 条　会長は、虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、当該補助金を返還させることができる。

（補則）

第 11 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定めると。

附　則

この要綱は、平成 23 年 4 月 24 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 9 月 14 日から施行する。

神戸地区住民自治協議会組織構成図
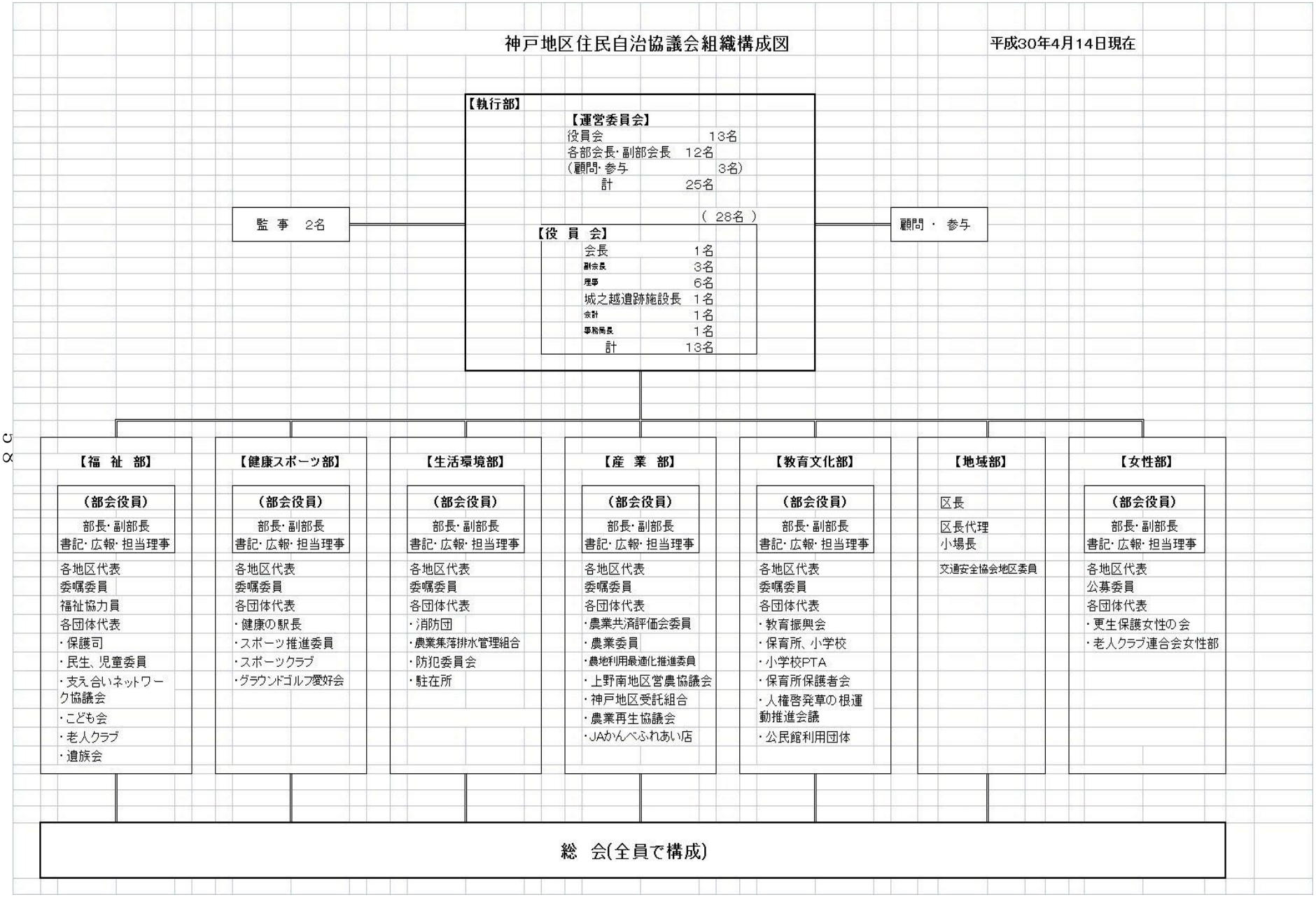
平成30年4月14日現在